

## 別紙様式 3

### 受付審査基準

この基準は、申込みのあった下水道光ファイバー技術に対して性能調査対象の適否を判断するために定めるものである。

#### <受付審査基準>

- (1) 要領第2条に記載された下水道光ファイバー技術であること。
- (2) 使用実績をもつもの、又は開発を終了し依頼者において性能確認試験を行ったものであること。
- (3) 技術の向上に寄与するものであること。
- (4) 下水道光ファイバー関連事業において市場性のあるものであること。
- (5) 技術内容の確認が定量的に明確にできるものであること。
- (6) 技術内容を全て性能調査委員会に提出できるものであること。
- (7) 違法性のないものであること。
- (8) 技術内容の性能調査のため、委員会が指示する試験等を依頼者の負担により実施できるものであること。
- (9) 委員会が指示する試験に相当する程度の試験成果の蓄積があり、性能調査に著しく労力、時間、経費を要するものでないこと。
- (10) 技術の使用マニュアルの整備がなされているものであること。
- (11) 社会的信用の高い法人が開発した技術であること。